

# 土層強度検査棒研究会会則（案）

## 第1章 総 則

（名称）

第1条 本会は、土層強度検査棒研究会（以下、「本会」という）と称する。

（目的）

第2条 本会は、国立研究開発法人土木研究所が開発した土層強度検査棒（以下、「本手法」という）について、本手法を用いた地盤の試験・調査・評価技術（以下、「本技術」という）の普及ならびに関連技術の開発を通じて、複雑な土質・地質に対する共通理解と調査精度の向上を図り、信頼性の高い国土建設・管理に資することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本技術の普及活動
- (2) 本技術の利活用事例等の情報収集及び情報交換
- (3) 本技術の適用に向けた課題抽出、解決策の検討
- (4) 本技術を核とした発展技術（本技術を活用・発展させた技術）の開発
- (5) 本技術の実施に関わる技術資料の整備・改訂
- (6) 本技術および発展技術に関わる産業財産権の運営管理業務の支援
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

## 第2章 会 員

（会員）

第4条 本会の会員は、以下によって構成される。

- (1) 特別会員；本手法を開発した国立研究開発法人土木研究所。
- (2) 正会員；土層強度検査棒の販売権を有するもの、または本技術の現場適用や理論等に関する調査・研究実績を有しているものであり、本会の目的および事業に賛同する法人等。

（入会）

第5条 本会に入会を希望する法人は、以下の手続きをしなければならない。

- (1) 特別会員は、構成メンバーを記載した入会申込書を第23条に規定する事務局に提出する。
- (2) 正会員は、構成メンバーを記載した入会申込書及び第4条の正会員の要件を満たすことを示す文書を第23条に規定する事務局に提出し、総会の承認を得なければならない。

(会員の義務)

第6条 会員は、次の義務を負う。

- (1) 本会則を遵守し、第3条の本会の事業の推進に努めるものとする。
- (2) 本会の活動を通じて知り得た秘密にすべき技術情報等を会員以外の第三者に開示してはならない。ただし、次の①～⑤のいずれかに該当することを証明できるものはこの限りではない。
  - ① 入会する以前から既に公知のもの
  - ② 入会した後に自己の責に帰し得ない理由で公知となったもの
  - ③ 入会以前から既に所有していたもの
  - ④ 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
  - ⑤ 第26条第3項に基づき決定された秘匿期間が経過したノウハウ

(会員の権利)

第7条 会員は、以下の権利を有する。

- (1) 本技術の技術情報の提供を技術部会等において受けることができる。
- (2) 第26条および第27条に規定する知的財産権

(会員資格の喪失)

第8条 会員は次の各号の一に該当する場合は、その資格を失う。

- (1) 退会
  - (2) 除名
- 2 会員資格を喪失したものは、会員としての一切の権利を失い、本会が有する財産に対してなんらの請求をすることができない。
  - 3 本会の活動において知り得た技術情報、営業情報等のうち秘密にすべき事項については、会員資格の喪失後においても第三者に漏洩または開示してはならない。

(退会)

- 第9条 会員が本会を退会しようとするときは、理由を付した退会届けを、30日以上の予告期間において会長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する届出があったときには、会員は予告期間満了の日の翌日をもって退会する。

(除名)

- 第10条 本会は会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を得てこれを除名することができる。
- (1) 本会の目的もしくは事業を妨げ、または本会の名誉を傷つける行為をしたとき。
  - (2) その他本会の会員としての義務を怠ったとき。

## 第3章 役員

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 技術部会長 1名

(役員を選任)

第12条 役員は、第4条に定める会員の構成メンバーの中から総会において選任する。

(役員職務)

第13条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括するとともに総会の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が職務を遂行できないときはその職務を代行する。
- (3) 技術部会長は、技術部会を統括する。

(役員任期)

第14条 役員任期は、就任の日から2年間とする。但し、再任を妨げない。

- 2 任期途中で交代した役員任期は、前任者の任期満了の日までとする。

(役員解任)

第15条 役員に本会の役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

## 第4章 会 議

(会議)

第16条 本会は、第2条の目的および第3条の事業を効率的に推進するため、総会及び技術部会を置く。

- (1) 総会は、本会の運営及び重要事項の審議と決定を行う。
- (2) 技術部会は、本技術の研究・技術開発・情報交換等を行う。
- (3) 上記会議は、会長の判断により複数を同時開催することができる。

(総会)

第17条 総会は、特別会員及び正会員をもって構成する。

- 2 総会は、定時総会と臨時総会とする。
  - (1) 定時総会は、毎年度期のはじめの適切な時期に開催する。
  - (2) 臨時総会は、会長が必要と認めた場合に開催する。
- 3 総会は会長が招集し、その議長を務める。

(総会の審議事項)

第19条 総会は次の事項を審議または議決する。

- (1) 第3条に定める事業の計画に関する事項

- (2) 本会則の改廃及び変更に関する事項
- (3) 会員の入会及び除名に関する事項
- (4) 役員の選任
- (5) 本会の解散
- (6) 運営費を臨時に徴収する必要がある場合の処置に関する事項
- (7) その他、会長が必要と認める事項

(総会の議決権)

第20条 特別会員及び正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

- 2 議決権の行使はこれを委任することができる。

(総会の議決)

第21条 総会は特別会員及び正会員の二分の一以上の出席（委任状提出者を含む）により開催することができる。

- 2 総会の議決は出席会員（委任状提出者を含む）の過半数の同意による。可否同数のときは議長がこれを決する。

(技術部会)

第22条 技術部会は、特別会員及び正会員をもって構成する。

- 2 技術部会は技術部会長が招集し、その議長を務める。

## 第5章 事務局

(事務局)

第23条 本会は、以下の事務を執行するため総会の議決により事務局を置く。

- (1) 入会の受付
- (2) 全会議の開催に関する連絡・事務
- (3) 技術資料等の管理
- (4) その他、必要な事項

## 第6章 運営費および会計

(運営費)

第24条 本会の運営費を徴収する必要がある場合、費用の分担方法及び徴収方法等は、その都度総会の議決により決定する。

(会計)

第25条 本会における会計の取り扱い等は、総会の議決により決定する。

## 第7章 知的財産権

### (知的財産の取扱)

- 第26条 本会が行う事業において発生した知的財産権（産業財産権、プログラム等の著作権、回路配置利用権、育成者権、ノウハウを使用する権利）の権利者の範囲及び持分は、全ての会員が協議の上、定めるものとする。
- 2 前項の権利の取得や維持に必要な手続きは、全ての権利者が共同で行うものとする。
  - 3 ノウハウを指定しようとするときは、案出した全ての会員が協議し、権利者の範囲、持分及び秘匿すべき期間を明示した上で指定する。
  - 4 前2項に規定する権利の実施等に関する取扱いについては、全ての権利者が協議してこれを定めることとする。

### (成果の公表)

- 第27条 会員は、退会後も含めて、事業による成果を第三者に知らせようとするとき、又は公表しようとするときは、事前に文書で全会員の同意を得るものとする。

## 第8章 その他

### (解散)

- 第28条 本会は、総会において会員の3分の2以上の同意をもって解散することができる。

### (協議)

- 第29条 本会則に定めなき事項、または運用において疑義が生じた事項については、その都度総会の議決をもって解決する。

### (守秘義務)

- 第30条 本会の事業による未公表の成果ならびに総会及び技術部会で知り得た情報は、本会の承認なく第三者に漏えいしてはならない。

### (施行)

- 第31条 本会則は、平成28年 月 日から施行する。

以上